

「防災対策推進検討会議 最終報告 ～ゆるぎない日本の再構築を目指して～」(平成24年7月31日 中央防災会議 防災対策推進検討会議) (抄)

第3章 今後重点的に取り組むべき事項～防災政策の基本原則を踏まえて～

第1節 災害から生命を守り、被災者の暮らしを支え・再生する取組

(2) 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細かな支援

① 基本的な考え方

- 被災者に必要な支援を、避難段階から生活再建に至るまで適切に提供するため、災害対策基本法に、被災者支援についての理念や基本的事項を明記し、災害救助法や被災者生活再建支援法等の運用も、これに基づいてなされるようにすべきである。
- 被災者支援の総合的な実施の観点から、災害救助法の所管を厚生労働省から災害対策基本法や被災者生活再建支援法を所管する内閣府に移管することを検討すべきである。
- 各種救助に関する実施基準について、災害は、規模・地域・季節等の違いにより、毎回様相が異なるため、地方公共団体が個々の災害に適切に対応できるよう、より使い勝手の良い制度に改めるべきである。
- 災害救助法の現物給付の原則（物品・サービスを被災者に直接支給する原則。金銭を渡して被災者が購入する形をとらない。）について、運用実態をよく把握しながら引き続きそのあり方を検討すべきである。

⑤ 住まいの確保

- 避難所から応急仮設住宅へ移る流れに加えて、自宅の再建、災害公営住宅の整備、民間賃貸住宅の活用等を組み合わせた、被災者の資力やニーズも踏まえた公平で効率的・効果的な住まいの確保策を検討すべきである。また、災害時に応急的に建設された住宅が、将来にわたって有効に活用されるような方策について検討すべきである。
- 巨大災害においては応急仮設住宅を建設するだけでは供給不足になることから、都道府県等は平時より民間の賃貸住宅の活用に向けた空家・空室の調査を行うとともに、民間賃貸住宅を借り上げる際の取扱い等について示すべきである。
- 被災後の自宅を有効に活用する観点から、応急修理制度のあり方について、見直しを行うべきである。
- 復旧段階において、応急仮設住宅から恒久住宅へ移転するための方策を、地域の実情に応じて講じる必要がある。